

指定介護予防認知症対応型通所介護 料金表 (令和元年10月改訂)

<サービス提供時間 6～7時間>

(山波の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) ×10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) ×3.1%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要支援1	利用料金	7,570	180	500	858	256	9,364
	利用者負担料金(1割)	757	18	50	86	26	936
	利用者負担料金(2割)	1,514	36	100	172	51	1,873
	利用者負担料金(3割)	2,271	54	150	257	77	2,809
要支援2	利用料金	8,460	180	500	951	283	10,374
	利用者負担料金(1割)	846	18	50	95	28	1,037
	利用者負担料金(2割)	1,692	36	100	190	57	2,075
	利用者負担料金(3割)	2,538	54	150	285	85	3,112

※網掛けの列の単位が変更となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。